

津山市職員採用資格試験

〒708-8501津山市山北520 (市役所3階) ☎32-2043

募集職種	採用人員	受験資格
事務職 (身体障がい者対象)	1人程度	昭和50年4月2日～平成10年4月1日に生まれた人(平成28年3月31日までに高等学校卒業見込みの人を除く)で、次のすべてに当てはまる人 ①身体障害者手帳の交付を受けている ②自力通勤が可能で、介護者無しで職務の遂行が可能 ③活字印刷文による出題(筆記試験)と口述試験(面接試験など)に対応できる ※試験会場において配慮が必要な人は、必ず申し込みの際にご相談ください
臨床心理士 または 臨床発達心理士	1人程度	昭和55年4月2日以降に生まれた人で、臨床心理士または臨床発達心理士資格を有する人、または平成29年3月31日までに資格取得見込みの人(ただし、学校教育法に基づく大学院に在学中の人については、平成28年3月31日までに卒業見込みの人に限り)※資格取得見込みの人は、資格取得後の採用となります
土木技術職	4人程度	昭和55年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法に基づく大学、短期大学、高等専門学校もしくは専修学校(専門課程の修了年限が2年以上のものに限る)、高等学校で土木の専門課程を修了した人、または平成28年3月31日までに卒業見込みの人

とき 12月12日(土)午前8時30分～ **ところ** 津山すこやか・こどもセンター
申込方法 人事課または各支所・出張所担当課に備え付けの申込書(市ホームページからも印刷可)に記入し、郵送または直接申し込む
締め切り 12月1日(火)午後5時15分必着
 ※詳しくは、お問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください

新しい保育所の園名を募集します

〒708-8501津山市山北520 (津山すこやか・こどもセンター内)
 ☎32-2179、☎32-2161、✉kodomocity.tsuyama.okayama.jp

市では、現在、平成28年度中の完成に向け、グリーンヒルズ津山の敷地内に新しい保育所の建設を進めています。この施設では「木々の緑に囲まれた中で子どもたちが温もりを感じながら生き生きと育つことができ、さまざまな世代から親しまれる保育所」となることを目指しています。

これにふさわしい園名を募集しますので、皆さんぜひご応募ください。

募集期間 12月1日(火)～25日(金)必着
応募資格 市内に在住、通勤、通学する人
募集内容 園名とその名称をつけた理由
応募可能数 1人につき1点

応募方法 こども課または各支所・出張所やその他の公共施設に設置している応募用紙(市ホームページから印刷可)に記入し、郵送、ファクス、Eメールまたは直接提出

選考・発表方法 新施設園名選考委員会で園名候補を1点選考し、決定後、広報つやまと市ホームページで発表



完成予想図

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)に関するお知らせ

☎個人番号カードの交付などに関すること=市民課(市役所1階5番窓口) ☎32-2052
 制度に関すること=行財政改革推進室(市役所6階) ☎32-2028

平成28年1月からマイナンバーの利用が始まります。

個人番号(マイナンバー)が記載された「通知カード」は届きましたか?

10月から、個人番号(マイナンバー)が記載された「通知カード」を発送しています。住民票の住所に送付するため、転居などで行き違いになった場合、届かないことがあります。12月になってもお手元に届かない場合は、市民課または各支所・出張所までご連絡ください。

☎市民課 ☎32-2052、加茂支所市民生活課 ☎32-7032、阿波出張所地域振興課 ☎32-7042、勝北支所市民生活課 ☎32-7022、久米支所市民生活課 ☎32-7012



PRキャラクター
マイナちゃん

住民基本台帳カード(住基カード)とそれに付随する電子証明書の交付を終了します

マイナンバー制度が始まることにより、住基カードとそれに付随する公的個人認証サービスの役割をもつ電子証明書の交付を終了します。

交付終了日 住基カード=12月28日(月)午後4時30分、住基カードに付随する電子証明書=12月22日(火)午後5時

※すでに交付を受けている住基カードや電子証明書は、有効期限または規定の失効日まで利用できます

個人番号カードと新しい電子証明書の交付を開始します

住基カードとそれに付随する電子証明書の交付終了後の平成28年1月から、個人番号カードと新しい電子証明書の交付を開始します。個人番号カードの交付を希望する人は「通知カード」と一緒に届く申請書を返信用封筒に入れてお送りください。詳しくは「通知カード」に同封している案内文をご覧ください。

※住基カードと個人番号カードの両方を持つことはできません。すでに住基カードの交付を受けていて、個人番号カードの交付を受ける場合、住基カードの返納が必要です

※個人番号カードは、申請から交付まで日数が掛かります。住基カードに替えて個人番号カードを使って確定申告をしようとする人はご注意ください

教えてマイナちゃん～マイナンバー Q&A～

Q1. マイナンバーはどんな時に使うの?

A1. 次のような場面で使用するよ

- 社会保障 ● 児童手当の現況届
- 介護保険の要介護認定の申請
- 身体障害者手帳の交付申請 など

税

- 源泉徴収票の作成や扶養控除の申告
- 税務署や市役所での税務事務 など

災害対策

- 被災者生活再建支援金の支給
- 大規模災害時における被災者台帳の作成事務 など

Q2. マイナンバーを使う時、どんな注意が必要?

A2. むやみにマイナンバーを他人に教えたり、収集したりすることは法律で禁止されているよ。生涯にわたって利用する番号なので、通知カードを無くさないよう、大切に保管してね

Q3. もし、通知カードや個人番号カードを紛失してしまった時はどうすればいいの?

A3. 専用のコールセンターに電話することで、使用停止することができるよ。カードの紛失に関する専用コールセンター ☎0570-783-578(24時間対応)

さらに詳しい情報は…

マイナンバー 検索

全国共通ナビダイヤル

☎0570-20-0178

平日午前9時30分～午後8時
 土日・祝日は午後5時30分まで

☎0570-20-0291

外国語専用ダイヤル
 ※いずれも通話料がかかります